

主な腫瘍マーカー

AFP	肝癌、卵巣癌、精巣癌
CA19-9	膵臓癌、胃癌、大腸癌など
CA125	卵巣癌、子宮体癌など
CEA	大腸癌、肺癌、卵巣癌、乳癌など
SCC	扁平上皮癌（肺、食道、子宮頸部）
NSE	肺小細胞癌、神経芽細胞腫など
PSA	前立腺癌
PIVKA-II	肝臓癌
CYFRA	肺扁平上皮癌など

腫瘍の転移

骨転移

- ▶ 臓器に隣接する体幹の骨（脊椎・肋骨・骨盤）や四肢近位の骨に転移しやすい。

他臓器への転移（主なもの）

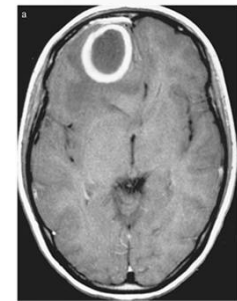
- ▶ 肺癌 → 脳、骨、腎、副腎
- ▶ 乳癌 → 肺、骨、脳
- ▶ 胃癌 → 肝
- ▶ 大腸癌 → 肝
- ▶ 膵癌 → 肝
- ▶ 胆嚢癌 → 肝
- ▶ 肝癌 → 肺
- ▶ 骨肉腫 → 肺
- ▶ 前立腺癌 → 骨（骨盤、大腿骨）

肺癌

- ▶ 扁平上皮癌、腺癌、小細胞癌、大細胞癌の4型に分類される。
- ▶ 腺癌、扁平上皮癌が多い（腺癌が最多）。
- ▶ 扁平上皮癌と小細胞癌は喫煙との関係が明らか。
- ▶ 受動喫煙による発癌の危険性も。

転移性脳腫瘍

- ▶ 全体の
 - 50%ほど → 肺癌からの転移（転移率40%）
 - 10%ほど → 乳癌からの転移（転移率50%）
- ▶ 腫瘍はCT、MRIで境界明瞭な「リング状造影効果」



Lambert-Eaton筋無力症候群

Lambert-Eaton Myasthenic Syndrome (LEMS)

- ▶ 下肢近位筋の筋力低下と腱反射の減弱
- ▶ 神経伝導検査で、安静時に単発刺激で誘発される複合筋活動電位(compound muscle action potential ; CMAP)の振幅がきわめて小さい。
- ▶ 誘発反復刺激検査の30～50Hzの高頻度刺激で2.5倍以上のCMAPの増大や漸増現象(waxing)
- ▶ 抗P/Q型VGCC抗体：LEMS患者の約85%で陽性
- ▶ 悪性腫瘍（肺小細胞癌）発見前にLEMSを発症する例が80%以上（傍腫瘍性神経症候）

ウイルスとがん

EBウイルス：上咽頭がん、Burkittリンパ腫

ヒトパピローマウイルス：子宮頸がん

B、C型肝炎ウイルス：肝がん

HTLV-1：成人T細胞性白血病

関連痛

- ▶ 胃潰瘍・十二指腸潰瘍
上腹部、左背部 心窩部
- ▶ 肝臓がん
右季肋部、心窩部、右肩
- ▶ 胆道系疾患
右肩、肩甲部
- ▶ 泌尿器系・婦人科疾患・消化器疾患
腰痛

胃潰瘍

十二指腸潰瘍

胃酸は必ずしも多
くない

胃酸過多

40～50歳代

20～40歳代

食後痛

空腹時痛

吐血・下血

下血

胃角部に好発

球部に好発

障害者差別解消法（平成28年4月1日施行） （障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。